

対象者： { 2019年度以前入学の学部生 2023年度以前入学の大学院生

以下のいずれかの事由に該当する者に対し、予算の範囲内で家計基準・学力基準をもとに選考を行います。予算状況や申請者数等により、基準を満たしても、必ずしも免除が許可されるわけではありません。

★申請事由

申請事由	事由詳細	※1 家計基準	※1 学力基準
1.経済的理由	経済的理由により授業料の支払いが困難	課す	課す
2.生計維持者死亡	事由期間*1内に生計維持者が死亡し授業料の支払いが困難	課す	課さない
3.災害	事由期間*1内に災害で半壊・床上浸水以上の被害を受け授業料の支払いが困難	課さない	課さない
4.特例災害	指定災害*2で半壊・床上浸水以上の被害を受け授業料の支払いが困難	課さない	課す

*1：基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）前6か月以内（入学した日の属する学期分の申請については前1年以内）

*2：「東日本大震災（2011年3月11日）」「熊本地震（2016年4月14日）」「2018年5～7月豪雨」「北海道胆振東部地震（2018年9月6日）」「2019年8～9月豪雨」「2019年台風19号」「2024年能登半島地震」

※1 家計基準（収入・所得限度目安）

基準となる金額は所得の種類、世帯の構成員により一概に言うことはできません。

世帯構成		給与収入の場合 総収入金額（控除前の額）	事業所得の場合 総所得金額
① 4人世帯	父（所得者）・母（無職）・本学学生（自宅外通学）・公立高校生（自宅通学）	550万円程度	330万円程度
② 5人世帯	①の4人世帯 + 公立中学生（自宅通学）	620万円程度	370万円程度
③ 5人世帯	①の4人世帯 + 私立大学生（自宅外通学）	760万円程度	500万円程度

※ 私費外国人留学生の家計基準は別途定める。詳細は「申請のしおり」をご確認ください。

※2 学力基準

【学部生】：累積 GPA 値が 2.40 以上〔私費外国人留学生は 2.20 以上〕の者

【大学院生】：修得科目の評定平均値が 2.0 以上〔私費外国人留学生は 1.8 以上〕の者

【学部生・大学院生共通】：

- ・ 新入生の入学期における学力基準は、本学入学試験の合格をもって、基準該当者とする。
- ・ 留年中の者や修得単位数が標準修得単位数を満たさない者は、免除の対象外とする。ただし、その事情が、別途定める事情であると認められる場合は、「[【様式6】学力基準の特例申請書](#)」及び証明書類により対象とする場合あり。

課程	標準修得単位数
医学部以外の学部	【前期】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-1) 【後期】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-0.5)
医学部	【前期・後期共通】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-1) ※ただし、進級に必要な単位数の方が小さい場合はその数
修士課程	定めない。ただし、各研究科において出席・研究実績が十分でないとは判断した場合には学力「不適」とすることができる。
博士課程	

※あくまで授業料免除の学力判定の標準修得単位数であって、この単位数を修得すれば進級・卒業できるというものではありません。

- ・ 次に掲げる特別な事情がある者は、学力基準が緩和する。

生活保護世帯に属する者、母子父子世帯の者、学生本人障害者

（緩和後の学力基準 ⇒ 学部生の累積 GPA 値：2.20 以上、大学院生の評定平均値：1.8 以上）